

報第1号

金銭債権に係る訴えの提起の専決処分について

金銭債権に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目	内 容
1	金銭債権の名称	市営住宅使用料、駐車場使用料及び督促手数料
	金銭債権の概要	平成29年6月分からの未払い月額家賃等
	相手方	
	金銭債権の金額	1,160,900円
	訴えの種類	通常訴訟
	専決年月日	令和5年2月10日 地方自治法第180条第1項